

第 11 回統計委員会・第 13 回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 20 年 7 月 14 日 (月) 15 : 00 ~ 17 : 10

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、
廣松委員、舟岡委員、美添委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第 3 条及び 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
中田総務省政策統括官（統計基準担当）

4 議事次第 (1) 部会の審議状況について

(2) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について

(3) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから「第 11 回統計委員会・第 13 回基本計画部会合同会議」を開催いたします。

本日は、大沢委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、門間委員が所用のため御欠席であります。

また、経済産業省、国土交通省の人事異動により、経済産業省調査統計部のオブザーバーとして野中部長に、国土交通省情報管理部のオブザーバーとして原部長に御出席いただくことになりました。よろしく願いいたします。

それから、事務局の人事異動として、貝沼統括官がお辞めになりまして、今度、中田統括官が統計関係の統括官になりました。よろしく願いいたします。ごあいさつをお願いいたします。

総務省政策統括官 7月4日付で統計基準担当の政策統括官を拝命いたしました中田と申します。よろしく願いいたします。

竹内委員長 議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局から御説明ください。

内閣府統計委員会担当室長 議事次第に書いておりますように、配付資料といたしまして資料1～5まで、それから、参考資料として1～5まで、ごらんのような資料を配付してあります。御確認いただければと思います。

竹内委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りますが、まず最初は、企業統計部会の審議状況につきまして、美添部会長から御報告いただきます。

美添委員 お手元に資料1が配付されておりますが、これは、6月13日に開催されました第5回の部会と、6月26日に開催された第6回の部会についての結果概要です。これをごらんいただきながら説明をお聞きください。

第4回部会で各委員からさまざまな意見を提示していただいたことを受けまして、私と事務局で論点メモを整理して、それについて順次審議をしたのが第5回の内容になります。

主な議論としては、調査方法として、本社一括調査方法の導入に伴う問題点と、産業分類に関して、どのような格付基準があり、調査票がどう対応しているかという点、この2つが重要な論点で、これに主に時間をかけて議論しました。

第1点の調査方法ですが、ここに関連しては、本社一括調査方法を導入すると、調査客体へ郵送で調査票を送ることになりますが、新たに名簿に登録された客体に対して、郵送で届かないケースが幾つかある。廃業や移転などは従来から想定される問題ですが、今回、新たに名簿情報を使うということから、住所の不備などもある。このことから、的確に調査客体を捕捉するためにどのような注意点が必要かという質問がありました。

これに対しては、具体的には、調査員が担当調査区を巡回し、新たに名簿に載っていない事業所を発見した場合には、それが本社に当たるかどうかを確認するという作業の内容が紹介されています。

行政記録から新たに調査客体が名簿に付け加えられるわけですが、従来から言われているS O H Oなど、マンションの一室で事業所を構えている場合、調査員は名簿だけでは見つけにくいのではないかと、それに対して何らかの工夫が必要であるという指摘はありましたが、具体的にうまい解決策があるかどうかについては、調査の実施者にゆだねられています。

さらに、企業を訪問する際に、最近ではセキュリティーの問題から、事前に約束がないとなかなか担当者に会えないということがあります。そのためには企業の担当窓口まではっきりさせること、具体的には名簿に電話情報などがあることが望ましいという指摘もありました。

また、準備調査名簿を精緻に作成することが調査を成功させるために必要ですが、そのためには現在の名簿には必ずしも含まれていないビル名や部屋番号などの細かい情報も今後は整備することが必要であるという指摘がなされています。

次の産業分類に関連する問題としましては、事業所・企業統計調査と商業統計調査、工業統計調査において、従来、産業分類の格付手順が違うということはよく指摘されることですが、過去の調査におけるこれら3つの格付方法について、どの程度一致しているかを確認することが望ましいという指摘を受けまして、まず、平成16年の事業所・企業統計調査と商業統計調査の同時実施の時点の情報を使って確認する。さらに、平成18年の事業所・企業統計調査と、新たな名簿を用いて実施した平成19年商業統計調査の情報で確認するという作業が行われました。結論は、次回、第6回に引き継ぎましたので、そこで報告します。

調査票につきましては、分類の基本的な指標として付加価値を利用することが産業分類の一般的な原則とされ、それに対応して、従事者数を用いて産業格付ができるように調査票が設計されていますが、該当項目にどの程度、調査客体が記入できるのかという点について、第6回で議論することにされました。

続いて、第6回の内容に移ります。第6回部会では、第5回に引き続き、調査事項及び集計事項などに係る論点について議論いたしました。主な論点は3つあります。

1つは、第5回に引き続き審議事項とされた産業分類に係る調査票の設計の問題です。具体的には、付加価値の代替指標として従業者数を基準とする項目があるわけですが、大企業に関しては、記入に対し比較的判断しやすいのではないかという意見がありました。この点は安心できる材料ですが、なお、同じ専門委員から、小規模な事業所では判断に迷うのではないかという逆の意味の指摘もなされました。これについて、具体的な反対意見等はありませんでしたが、小規模な事業所の場合には大分類のレベル多角化している可能性は少ないので、迷うことはないという判断もあり得ると思われれます。

このような指摘に対して、調査実施者からは、第2次試験調査を7月に実施する計画になっており、その集計結果は今回の審議には間に合わないとしても、調査員等からの情報を集めることによって、調査客体の記入状況等を把握することができるということでした。7月25日に予定している最後の部会には間に合うわけで、調査票の設計については、第2次試験調査における実施状況を次回の部会で報告していただいた上で最終的な判断を行うこととしております。

それから、商業統計調査と事業所・企業統計調査における産業分類格付の一致状況

ですが、平成 19 年に実施された商業統計調査の結果を確認いたしました。この調査においては、平成 18 年事業所・企業統計調査で新たに捕捉された卸・小売業の事業所を調査対象として商業の準備調査名簿に加えております。

事業所・企業で追加された調査対象のうち、商業の調査結果を経て産業分類がどの程度一致しているかを見たところ、全体として約 96% は正しく格付されている。残りの 4% の中には、商業の分類では、自動車修理サービス業などに格付される、卸・小売以外の産業があったということですが、全体として 96% の一致状況ということであれば、従来の事業所・企業の格付方法であっても、ある程度正確な結果を得ることができる。このことから、今回の調査票の設計に関しては、第 2 次試験調査の結果を踏まえて、仮に保守的な結論になったとしても、この調査の意義を低くする問題はなということとは確認できたと考えています。

次に、集計事項については、それほど多くの意見はありませんでしたが、資本金階級の集計のレイアウトに関して、従来から有限会社と株式会社があったころの 300 万、1,000 万が階層の区分になっているわけですが、現在でもそのような区分が必要なのかという意見があったので、これを踏まえ、他の企業統計、特に財務省の法人企業統計などとの比較可能性も検討した上で、次回、その結果を報告することにしております。

さらに、今回の調査の重要な点である準備調査の名簿の整備ですが、今回の名簿作成時には、行政記録として商業・法人登記情報が使われるわけですがけれども、将来的にはこのほかの情報源についても活用する可能性を検討すべきではないかという意見はかなり強く出されています。

この点に対しては、調査実施者から、今回の調査においては商業法人登記情報のみを活用しているところですが、現在、統計委員会の基本計画部会に設けられたワーキンググループで行政記録の活用に関する議論が行われているため、その動向も踏まえながら、今後、具体的な例としては、労災保険や雇用保険の情報の活用について検討していく方向が示されています。

以上のように、第 6 回部会においては、主に産業分類と集計事項、準備調査名簿という点について議論がなされましたが、先ほど申し上げたように、産業分類に係る調査票の設計については、第 2 次試験調査の実施状況を踏まえて次回判断することとしております。

次回の第 7 回部会においては、これまでの審議を踏まえて、調査票の設計について結論を出すとともに、答申案について審議する予定です。7 月 25 日に開催予定です。報告は以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

では、何か御質問、御意見ございますか。

今、御報告の中では話されなかったんですけれども、第 5 回の結果概要の 2 ページ目の上から 3 つ目のパラグラフに「調査員が行政記録客体を探すのは大変である。1

次試験調査票結果によると、行政記録客体 828 のうち、493 は休業、存在しない、あるいは活動状態が不明であった」とありますが、この行政記録客体 828 というのはどういふものなんですか。半分以上おかしくなっているのでしょうか。

総務省統計局 総務省統計局 総務省統計局でございます。1次試験調査のときは特定の地域を対象として調査をしておりますけれども、その地域の中にあります客体の中から、これまで事業所・企業統計調査では対象となっていなかったが法人登記簿に載っている法人があった場合は、そこを調査対象として調査をしております。ただし、1次試験調査の際には事前にデータクリーニングをしておりますので、廃業していても廃業登記がされていないようなところも数多く含まれていた結果、行っても存在しない、あるいは見つからないといったケースがかなり多かったと理解しています。

竹内委員長 つまり、基本的には、過去の統計調査の対象になっていないけれども、行政記録に載っていた客体のうちということですね。

総務省統計局 そうです。

竹内委員長 それならいいですけれども、もしこれが行政記録に載っている全体のうちの半分以上がおかしいのでは、とても困ります。ということは、つまり、行政記録によって過去の統計調査に載っていないものをとらえようとしても、載っているものの中で、かなりの部分は実際に営業していないとか、廃業してしまったとか、いろんなことがあるということだから、効率は余りよくないかもしれないということなんですか。

美添委員 事例について、時間があつたら具体的なものを紹介していただければいいのですが、ビル名がない、大きなビルで部屋番号がないとなると探すことが非常に困難という事例がある一方で、同じ場所にたくさんの事業所が登記上設置されている。つまり、それは名目だけで、実体は別なところにあるわけです。それは調査員が行っても捕捉のしようのない形の事業所である。そういう名簿だということです。実施者から、ほかに何か問題点があつたら紹介していただけますか。

総務省統計局 おっしゃるとおりでありまして、法人登記簿の情報というのは、名称、所在地だけはありますけれども、電話番号は入っていないとか、あるいはビル名や部屋番号が入っていないケースが非常に多いので、そういったものについては、行っただけではなかなか見つかりにくいケースが結構あつたと聞いております。その辺りが課題かなと思っています。

竹内委員長 何か御質問、御意見ございませんか。

これはただ念のためですが、先ほどの従事者数云々という話は、産業分類をするに当たって、2つ以上にまたがって活動している企業については、付加価値の多いところに格付するという原則だけでも、付加価値というものはなかなか計算できないので、その代替として、従事者数に基づいて格付する。ところが、小さな企業だっ

たら、それがたまたま2つ以上の分野にまたがって活動している場合に、例えば、働いている人が4人いるうちで、2.7人がこっちで、1.3人がこっちというようなことはなかなか難しいのではないかというのが問題点だったと思ってよろしいですか。

美添委員 少数の従業者が複数の活動に従事しているのを比例配分するのは難しいということでした。しかし、大規模の事業所の格付が間違っただけの場合には、統計には大きな誤差が生じるわけですが、零細なところは、いろいろな活動をやっているとして、多少の格付の幅があっても、集計上、ほとんど誤差のうちだろうというのが私の判断です。

もう一つは、零細のものは多角化した活動をしている例は非常に少ないわけですから、大分類をまたがることはまずないはずで、大分類以下に関しては、売上げ等に基づいて判断するので、そちらに関しては明確に書けると思っています。

竹内委員長 何か御質問か御意見ございますか。ございませんようでしたら、この問題につきまして、企業統計部会で引き続き御審議をお願いいたしますということで、この案件は終わらせていただきます。

次の議題として、各ワーキンググループの審議状況についての御報告をいただいて、それから質疑に入りたいと思います。まず最初に、ワーキンググループの各座長から、それぞれの審議状況について、5分から10分程度で御報告いただいて、その後、質疑に入りたいと思います。一応、皆さんの御報告をいただいてから質疑討論に入りたいと思います。第1ワーキンググループの美添座長から御報告をお願いします。

美添委員 では、引き続き報告させていただきます。

お手元の資料2ですが、ここに含まれているのは、骨子案のたたき台が6ページあります。それに続いて、議事概要として、第9回、第10回、第11回の3回分が付けてあります。これを丁寧にやっていると10分ではできませんので、たたき台の骨子案の方を見ながら、概要を紹介させていただきたいと思います。

これは、このワーキンググループの報告書を書くための骨子ということで、第11回のワーキンググループでは、最後の項目まですべて御意見をいただいています。ただ、後から、文書で意見を提示した委員や府省もあり、この時点では意見が100%整理できていないところがあります。それについては、残されたワーキンググループの会合で整理する予定になっています。

第1ワーキンググループは、「 公的統計整備の考え方」と「 統計リソースの有効活用等」という2つの課題が与えられています。

「 公的統計整備の考え方」ですが、これについては「1 統計ニーズの把握方法」「2 基幹統計の指定等の基準の明確化」「3 統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価」「4 統計基準の設定」の項目に分かれています。

「1 統計ニーズの把握方法」はかなり具体的に、議論が詰まってきました。基本的には、産業構造や政策ニーズの変化に的確に対応した統計を作成する。そのた

めに幅広くニーズを把握し、統計の整備に反映することが必要である。基本的な視点について、ほぼ全員の合意が得られています。それはニーズを把握した上で、基本計画の見直しや、新たな統計の整備・改善の推進、利用者・報告者等に効果がある、そのためにニーズを把握する意義があるという点です。

具体的な点も議論しましたが、現在でも幾つか各府省で実施してる取組があるほか、総務省に従来から総合窓口があるわけですので、総合窓口は総務省に設置して、幅広く統計のニーズを把握し、その情報を各府省で共有することにしております。

最後は、Pとなっているところ、まだ確定ではありませんが、ほぼ合意が取れているところは「府省横断的なユーザーの意見を聞く機会」です。聞くだけではなく、意見を交換する会とすべきであるという発言もあり、もう少し効果的な機会を検討するつもりですけれども、ニーズが提案されたら何でも横並びで議論をするというのは時間もありませんし、効率的ではないということから、まず重要な論点を絞り込み、その上でニーズに対応するという仕組みを考えています。

「2 基幹統計の指定等の基準の明確化」については、この基本計画部会で具体的な案を出していただきましたので、基本的には重要性に従って判断する。基準は統計法に書いてあるものです。

しかし、一方で、このワーキンググループで例示することは、今後、基幹統計を指定する際に役に立つという意見が強かったために、 から まで書いてありますが、例示として、このような視点があり得るということを書いております。ここの例示に余りこだわり過ぎますと、運用に柔軟性を欠き、あらぬ誤解も生むということですので、例示以上の意味は与えないことしております。

その次の「3 統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価」ですが、大前提は、最初の にあるように、社会経済のニーズの変化に対応した優れた統計を整備するために既存統計調査の見直し・効率化が必要であるという視点を明確にしております。ややもすると順序を変えて、統計調査をまず減らすということになりかねませんが、そうではなくて、よい統計をつくるために、既存統計の調査を見直すという視点です。

では、どのような視点が可能かといいますと、基本的には行政資料の活用を通じて、報告負担も軽減し、精度も向上する余地があるのではないかと。「余地はないか」という表現になっていますが、報告書案では「図ることを検討する」というたぐいの、もう少し前向きの表現にするつもりであります。

以下にまだペンディングとなっているところが幾つかありますが、自己評価のためのガイドラインを作成すること、それに基づいて各府省が見直しを行うことなどをこれから書き込むことしております。

「4 統計基準の設定」ですが、これは基本的には分類の基準ということで検討いたしました。従来から政令に定められているとおり「標準産業分類」と「疾病、傷害

及び死因分類」の2つは、今後も重要な分類として基準とするわけですが、それに加えて「日本標準職業分類」も分類に追加すべきであるという意見が非常に強く出ております。このほかにも、品質に関する基準が幾つか挙げられていますが、その中でも従来から特別にガイドラインや統計審議会の勧告として公開されてきた「指数の基準改定時等」は5年周期で改定するのが原則と記述しています。それと「季節調整法の適用」も、品質に関する統計基準であることから含めることにしました。

次の「統計リソースの有効活用等」に関しては項目が5つありますが、「1 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用」は大変な時間をかけて議論していただいております。基本的にリソースといいますと人材と予算ですので、ワーキンググループだけで実現可能性のない議論をすることは避けたいという意見と、しかし、余り保守的に書くことは基本計画の趣旨にそぐわないのではないかとという意見と両方ありまして、できる限り問題点を明確に書くことにしています。

産業構造や政策ニーズの変化に的確に対応した統計を作成することが求められている一方で、必要な統計リソース、つまり、人も予算も不足している。この認識を明確にするために幾つか具体的な表現を考えるというのが、今、検討している内容です。

このような統計リソースを確保するために「府省内や財政当局の理解を得られるよう最大限努力」と、今のところ、このような表現になっていますが、これに実効性を持たせるためにどうするかは、事務局が今、知恵を絞っているところです。

以下、ペンディングのところもありますけれども、各府省は人材の量及び質のバランスに配慮しつつ、人事交流の充実等を行う。この交流等によって必要な人員の確保に努力する、こういう目標を決めたい。

それから、3ページの下から3つ目の でPとなっているところですが、新たな統計調査の実施等に当たって、それを支援する専門家集団を編成する。この可否を含めて検討したいと考えております。

次の「2 実査体制(統計専任職員等)」ですが、これに関しては地方の実査体制、特に統計専任職員という制度について、現在、各都道府県で人が減ってきているが、仕事は減っていないということから、特に都道府県からさまざまな意見が出されてきました。

基本的な視点が最初の項目で、新しい統計法では、地方公共団体を含めた行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に公的統計を体系的に整備することを基本理念としていることから、基幹統計を作成するために地方公共団体における事務負担が発生するわけです。これまでは、これを法定受託事務として、ややもすれば負担が増えるだけであるという発言が聞かれていました。

今回のワーキンググループの議論の結果、基幹統計は地方公共団体にとっても基幹的、重要な統計である。したがって、この基本計画に基づく今後の統計整備に当たっては、国と地方公共団体が協働して取り組むことを基本的な考え方とする。この点を

何度も議論して確認しています。まだ都道府県に関しては100%この表現でよいという確認は得ておりませんが、基本的な方向はこれで進めたいとしております。

具体的な方策については、時間もありませんので読みませんが、地方分権改革推進法に基づく状況も踏まえて、最後に注意すべき点を書いております。

都道府県の専任職員制度の問題、統計調査員の問題等をここに記すことにしております。

5ページ目の「3 統計職員等の人材の育成・確保」ですが、ここもPがずらっと並んでおりまして、次回のワーキンググループで議論をすることにしているところです。まだペンディングのところが多いので、今は項目を個別に紹介することは避けさせていただきます。

「4 関係機関等との連携強化」の「府省横断的なユーザーの意見を聞く機会」という、意見を交換する機会ですが、ここには関係学会の参加を要請し、作成・利用の両面からの連携を強化する。さらに、統計技術の向上を図るための共同研究を推進するというところで合意が得られております。

その次もまだペンディングですが、統計の調査・研究の実施に当たって、プロジェクト型の研究を推進したらどうであろうか。さらに、大学及び大学院の講義等も活用して人材を育成するという提案がされています。

最後に「5 統計の中立性」につきましては、ほとんど議論の余地もなく、方法としては合意を得られております。ペンディングになっているところは表現の問題です。いずれにしても、あらゆる利害関係から中立性を保つことによって、国民の視点から見て統計の信頼性を確保するという点が目的であるという整理です。

報告は以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

続いて、第2ワーキンググループの舟岡委員からお願いします。

舟岡委員 それでは、第2ワーキンググループの審議状況について御報告いたします。

前回の統計委員会での御報告以降、第2ワーキンググループでは、6月19日、6月27日、7月4日、7月11日、合わせて4回、会合を持ちました。

さらに、各府省庁の所管する統計についてのレビューを行う場として、サブワーキンググループを設け、6月6日、6月20日、6月23日の3回、審議を行いました。

ワーキンググループの会合においては各委員から報告があり、議論を踏まえ了承されたものについて、配付資料としてお配りしてございます。各委員の報告について了承されたものは、8つのテーマについてですが、このほかに、議論が完了せずまだ了承はされていませんが、報告内容自体、これで最終版である、三輪委員による「質の評価が困難なサービス活動等をとらえる統計を構築する方策」についてがあります。

第2ワーキンググループは、対象とする範囲が多岐にわたっていることもあり、審

議は予定よりも多くの時間を要し、遅れていて、すべてのテーマについての議論を完了していません。したがって、現段階で報告書の全体について報告するには至っていませんので、本日はこれまでに議論の完了したテーマについて報告いたします。

では、順に、簡単に御説明いたします。

最初は、「企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備について」です。問題点として5点指摘しています。

1点目として、企業の活動をとらえる統計である企業活動基本調査において、企業が生み出すさまざまなサービス機能の実情が十分にとらえられているとは言えない。

2点目として、企業のサービス活動が企業内（事業所間）だけでなく、企業グループ内（親会社・子会社間）でどのように分担され、取引されているかが不明である。

3点目として、サービス活動の外部委託については、幾つかの分野について、委託の有無と金額を調査しているだけであって、委託先等の関係についての情報が欠如している。

4点目として、業務の外部委託及び企業の内部組織と密接に関連する事業連携について、情報がほとんどない。

5点目が非常に大きな問題を指摘していて、企業のサービス活動に関する情報を提供する非常に重要な統計調査である企業活動基本調査は、調査対象が一部の業種であって、すべての産業を網羅する統計ではない。

したがって、企業のサービス活動については、これまでの調査では対象業種が限定されているだけでなく、どのようなサービス機能がどこでどれだけ生み出されているかが明瞭に把握されていない。また、企業グループ内の活動とグループ外企業との関係が明確に区分されていない。また、サービス活動の外部委託について、委託先との関係が不明であり、事業連携についても情報が不十分である。

このような問題に対して、「5. 今後必要とされる対応」として、既存の事業所に係る統計の改善、企業活動基本調査等の企業に係る統計の充実、新たな統計の作成、の3点から整備が図られるべきである。

1番目の事業所に係る統計の整備については、企業の生み出すサービス活動について、事業所レベルで本社と各支社における職務別の常時従事者数を代理指標として、サービス活動をより明確にとらえることができれば、事業所と企業の両面からとらえることができる。

具体的には、経理、企画、広報宣伝等の主要なサービス職種ごとにどのような活動が行われているかを労働時間等にとらえることができれば、それぞれの活動の実態について把握することができると考えられ、これについては、経済産業省がここ数年の間の実施を目途に、工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査等で具体化を検討することが適当である。

2点目の企業を単位とした調査では、業務の外部委託について、委託業務の区分を

できる限り従業者の職務区分に対応させた上で、委託の有無と金額だけでなく、委託先区分を把握すべきである。事業連携についても、相手先ごとに業務内容を適切に設定して、取組みの有無と件数を把握すべきである。これについては経済産業省が平成 22 年の企業活動基本調査において実施すべく、速やかに検討を開始することが適当であるとしています。

それから、第 2 回の経済センサス - 基礎調査で、親会社・子会社の関連の情報が明らかになる予定ですが、25 年以降の企業活動基本調査において、調査結果と親子関係の情報を組み合わせて、企業グループ内のサービス活動の分担を明らかにする統計を作成することが適当であるとしています。

次に、近年増加してきた純粋持株会社のサービス機能についての情報把握も重要であるが、これについては、これまで調査が行われていないので、経済産業省は 21 年の経済センサス - 基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、23 年以降、常時従事者数、その機能別内訳、参加企業に関する情報、収益の内訳等について調査して、第 2 回の経済センサス - 基礎調査で、親会社・子会社のリンケージ情報が利用できるのを、それと組み合わせて持株会社のグループ活動を明らかにすることが求められると指摘しています。

次いで「グローバル化関連統計の整備」であります。問題点としては大きく 2 点あって、海外現地法人に関する母集団情報が整備されていない点と、貿易に係る情報が十分高度に利用できていない点を指摘しています。

まず、母集団情報が不備である点については、海外現地法人の適切な母集団情報がないために、海外現地法人に関する統計調査において、回収率が安定しないとか、あるいは全数を把握できていないという状況にあります。したがって、現状では、輸出入の状況や海外生産比率等にもとづいて日本経済のグローバル化を捉えているが、回収率が低い、あるいは調査対象がすべての業種を網羅していないといった限界があって、過少推計の恐れが強い。

このような問題に対して、「今後必要とされる対応」として、海外子会社活動の包括的な調査を行うことが必要である。その際、ものの取引把握をより実態に合わせるだけでなく、サービスのオフショア・アウトソーシング関連の項目を特に充実させることが業務の外部化に係る国内調査充実と平仄を合わせたサービス統計充実の一環として重要である。

貿易データを高度に利用することについては、現行の通関データを基にして作成されている貿易統計において、現行の統計化する際に活用されていない、例えば、貿易形態別の情報（順・逆委託加工契約）等について、貿易相手国別、品目別に再集計して、統計として公表できるようにすることが必要である。

さらに、長期的には、輸出入申告書に記載された情報と輸出入者の情報を用いて、通関情報を企業活動基本調査、法人企業統計等の企業統計のマイクロデータとリンケー

ジして、新しい統計をつくる、あるいは分析に資するような情報をつくり上げることが必要である。

サービス貿易については、電子化を進めて使えるようにすることが望ましい。

12 ページに示す工程表において、いかなる調査、あるいは行政情報を基にして整備を進めるかの工程がまとめられています。

次いで、「知的財産に関する統計整備」であります。問題点として、以下の点を指摘しています。現在の知的財産活動調査は低い回収率にとどまっている。科学技術研究調査、あるいは知的財産活動調査、文部科学省の行う調査等について、統計間が不整合である。知的財産活動をとらえる統計単位が企業よりも、企業グループとしてとらえる必要がある。人的資産への投資に関する統計が未整備である。

このような問題に対して、「今後必要とされる対応」として、まず、知的財産活動調査についての改善を、調査票、外部委託の在り方から検討する必要がある。

さらに、知的財産活動の各統計については、産業財産権の企業出願人の名称・所在地を企業の登記情報と照合作業を行って、相互に統計をリンケージして、より有効な知的財産活動の総合的な統計をつくることが求められる。

上場企業については、財務データとして連結財務データが活用できますから、その情報と、知的財産活動関係について、企業グループとして統合した情報を突合した統計情報をつくる必要がある。

それから、人的資産への投資に関する統計情報を整備することが必要であるとしています。

次いで、「観光に関する統計整備」であります。問題点として、宿泊情報、施設情報を適切に把握する点と、都道府県ごとに作成されている観光統計の作成基準が統一的でない点を指摘しています。

このような問題に対して、「今後必要とされる対応」として、まず、法人企業の宿泊施設の開業について、ビジネスレジスターで把握することも可能であるけれども、地方公共団体が保有している行政情報で宿泊施設の情報について適切に把握することが適当である。これについては、地方公共団体、あるいは厚生労働省等の協力が必要となります。

2 点目として、観光入込客数とか、観光消費額について、都道府県間での比較を可能とするために、都道府県の調査の対象、調査・推計の方法が統一されていることが重要であって、各都道府県は現在、国土交通省で検討して、作成に向けて検討している共通基準にのっとり各都道府県の観光統計を整備して、都道府県間で比較が可能な統計とすることが適当である。

3 点目として、外国人旅行者に関する統計については、国土交通省、日銀、国際観光振興機構の3者で調整を行った上で実施していますが、更に有用な統計を目指すべきである。

4点目として、観光サテライト計算についても、国土交通省は早急な整備を図ることが適当であるとしています。

次いで、「情報通信サービスの統計整備」であります。問題点として大きく2点あげられています。情報通信活動に係る統計が経済産業省と総務省にまたがって作成されているため、それぞれの統計調査間で調査対象が重複、あるいは脱漏が生じている。現状では、情報通信業の活動の全容を網羅的、統一的にとらえることが難しい。とりわけ両省の所管が混じっている、インターネット付随サービス業やコンテンツ制作業に対して統計調査の捕捉が脆弱である。さらに、情報通信サービスの利用に係る統計について、産業における利用の実態とか社会生活の変化をとらえる上で十分とは言えない。

このような問題に対して、「今後必要とされる対応」として、情報通信業の分野において、経済産業省と総務省情報通信国際戦略局が実施する統計調査について、22年の企業活動基本調査の詳細調査を行う際、連携して一元的に行うことが適当である。

また、情報通信サービスの利用において、世帯・個人の属性や地域間で明らかな情報格差が生じている。それを統計から明らかにし得るように、世帯・個人の属性ごとの利用状況に比べて情報が不十分な地域別の表章について検討すべきである。最近、通信利用動向調査において、地域ブロック別に表章するようになったが、その結果、精度は十分でないことを踏まえれば、その精度を向上させて、できれば都道府県別の表章が可能になるように標本数を確保することが必要である。

次いで、「環境統計の整備」であります。問題点として、まず何よりも温室効果ガスに関する統計の整備をする必要があり、さらに、廃棄物・副産物の把握に関する統計を整備する必要があると指摘しています。

このような問題に対して、「今後必要とされる対応」として、まず、温室効果ガスに関する統計については、社会活動と自然現象の相互作用を明らかにするような形で、観測によってつくられている気象統計を改めて整理する必要がある。

それから、家計のCO₂排出量をとらえる1次統計について、充実させることが必要であって、2009年の全国消費実態調査で所要の項目を追加し、併せてエネルギー消費の実態と機器の保有状況を世帯属性等と組み合わせて、エネルギー消費構造の把握を可能とする統計情報を作成することが適当である。

新エネルギー関係についても、どのような1次統計の作成が適当であるかについて、その検討を速やかに行うことが必要である。

さらに、廃棄物・副産物の把握に関する統計についても、関係府省で速やかに検討する場を設けることが適当であるとしています。

次に、環境分析用の産業連関表を作成することが必要であって、環境省は、総務省政策統括官室、経済産業省と協力して、35ページの で指摘した事項について、それらが何らかの統計調査の中で、あるいは産業連関表の中でとらえられるように、

その検討を速やかに実施することが適当であるとしています。

最後に、領域環境、メッシュデータを地理的な情報として環境情報についても取り込むような形で統計情報を整備することが必要であるとしています。

次に、「GDP統計の精度向上に向けた検討」については、以前、問題の所在について本委員会で御報告していますので、ここでは問題に対する対処の方向に絞って報告します。

季節調整四半期パターンの検討については、国民経済計算部会の生産・支出専門委員会の下に、季節調整手法の専門家等も含めた研究会を立ち上げて、そして実務面も含めて検討することが適当である。

基礎統計のノイズ処理の問題は、法人企業統計や家計調査等について、国民経済計算部が国民経済計算部会の生産・支出専門委員会の意見を聞いて、一定の結論を得た上で可能なものから実施することが必要である。

QE推計に関する基礎統計の選択については、41ページの) から) までのことを検討することが必要であって、これについてはかなり長い期間を要すると思われるので、長期的な検討課題として、勘定体系・新分野専門委員会を中心に着実に検討を進めるべきである。

さらに、国際標準との整合性確保、QE推計のためのリソース確保、GDP統計の透明性向上、利便性改善に努めるべきであるとしています。

「SNA推計のための基礎統計の整備」についても以前、統計委員会で御報告しています。基礎統計の整備について、需要側の統計として、個人消費関連、設備投資関連、公的需要関連の基礎統計の整備が必要である。供給側の統計として、生産関連統計、サービス統計の整備が必要である。さらに、分配面推計の基礎統計の整備が何よりもこれからの整備の方向として求められる。そのようにまとめられています。

さらに、席上配布の「『質の評価が困難なサービス活動』等を捉える統計を構築する方策」であります。これについては、質の評価が困難なサービス活動を象徴する分野として、医療・教育、政府活動が想定されるが、これらのサービス活動が統計データから適切にとらえられているとは言いがたい。これまで適切でない統計が作成されてきて、何ら見直されることもなく現在に至っているのは、根底に大きな問題が放置されてきたからではないかという問題意識の下で、それに対して、まず第1に対処すべきことは、政府統計に対して、どこに需要があるのかについての本格的な需要調査を実施することであるとして、その具体的な方法について、6ページの「課題への対応」という形で幾つか提案がなされています。ただし、この提案についてはまだ議論が完了しておりませんので、確定したものではありません。

以上が各委員からの報告であり、そして最後を除いて、部会で最終的な報告が了承されたものであります。

サブワーキンググループでは、各府省庁の所管する統計について、3回にわたって

レビューを行いました。内閣府統計委員会担当室、総務省政策統括官室が母集団情報の整備、産業実態の把握、生産活動の動態の把握という観点から、主要な統計調査について、どのような整備状況を体系的にまとめ、各府省庁の主要な指定統計調査、承認統計調査、加工統計調査について、それぞれ、どのように見直すべきかについて指摘しています。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第3ワーキンググループの阿藤委員からお願いします。

阿藤委員 第3ワーキンググループは資料4でございます。前回の本委員会から第3ワーキンググループが2回開かれまして、第9回は6月16日、第10回は6月30日でございます。その議事概要が3ページ以降に記載しております。ここでは、時間も限られておりますので、1ページ、2ページで、第3ワーキンググループの会合で議論されました概要をお話ししたいと存じます。今日、7月14日の午前中に会合がありまして、次に、7月28日の会合で全体をまとめたいと思っております。

早速ですが、このワーキンググループの中間的な報告をいたします。形式としては、
、
とございまして、
で第3ワーキンググループの人口・社会統計整備の考え方、検討課題等について記述する。

その後、
で「基幹統計の候補等について」を議論いたしまして、記述するという
こととでございます。「1 基幹統計の候補選定における基本的な考え方」というのは、
第1ワーキンググループで出されたようなことを記述するということですが、「2
人口・社会統計における基幹統計の候補等」ということで、具体的にこれまで基幹統計
の候補を選定してまいりました。中身としては、従来から指定統計であった17統計
を選定したほか、現在推計人口、生命表、社会保障給付費というものについて、検討
中ということとでございます。

それから、ワーキンググループの検討において特段の指摘のあった統計ということ
で、基幹統計にはなじまないと整理された統計、あるいは従来からの指定統計のうちで
一定の整理を要すると指摘を受けた統計等について書きます。ここでは、例えば、日本
の将来推計人口でありますとか、あるいはパネル調査の21世紀縦断調査等について書
くと同時に、給与の3統計調査であります民間給与実態調査、地方公務員給与実態調
査、国家公務員給与実態調査、それらの調査について、どういうふうに整理していく
かということ。それから、船員労働統計をどういうふうに扱うかということについて
の一定の整理をしたいと思っております。

それから、
では「各分野における統計整備の重点的課題」を記す予定でおります。
分野と申しますのは、このワーキンググループの最初にいろいろな資料を検討しまし
て、一応、7分野に分割して、勿論オーバーラップする部分もありますけれども、基
本的にそれについて重点課題を整理するという形で議論を進めてまいりました。

「1 『人口・人口動態』分野における統計整備の重点的課題」でございますが、大きな問題としては、少子・高齢化の進展に対応した整備ということがございます。人口統計としては、従来から住民基本台帳データというものをもう少し活用できないかというところで、特に人口移動統計を拡充していく。それから、人口動態統計の集計の充実とか、住民基本台帳に基づいた人口・人口動態・世帯数というものが毎年発表されておりますけれども、これについてももう少し把握時期の見直しとか集計の充実をしてはどうかというふうなことを検討しております。

国勢調査につきましては、次の国勢調査は見直しが進んで準備段階に入っておりますので、むしろその先を見越して、どう考えていくかということをご記述する予定です。

3番目に、居住外国人に関する統計、国際化に対応したもので、今まで割に簡易な統計があったわけでございますけれども、これをもう少し充実させるということで、幾つかの提言をしたいと思っております。

「2 『家族・暮らし・居住・余暇・レジャー』分野における統計整備の重点的課題」でございますが、これは1番ともオーバーラップする部分で、特に少子化、ワークライフバランスといったことが大変大きな政策課題になっている中で、これについての統計整備が必要ではないかということです。勿論、今まったくないわけではありませんけれども、小標本で行われているものぐらいしかなくて、大きな標本で、少子化、ワークライフバランス等についての統計データが不足しているのではないかと、特に女性についての就労と、結婚・出産・子育て、家族の問題との関連を見るような統計を整備する必要があるのではないかと。あるいは配偶関係、結婚時期、子ども数等の少子化に直結するデータを大きな標本でやる必要があるのではないかと、そういうことが提言されております。

それから、生活行動の多様化に対応して、特に地域社会とのかかわりの観点から、社会生活基本調査等で、地域社会とのかかわりというものを生活行動・生活時間調査の中で把握できないかというふうな提言がございます。

それから、家計・個人消費に関する統計の改善としては、家計の個計化への対応という問題、あるいは調査が難しくなっている点を踏まえて、モニター制の採用といったことが検討されております。

それから、この分野の中では、住宅・土地に関する統計体系の整備ということで、住宅・土地統計調査、国勢調査、住生活総合調査というものがございますが、これについての相互関連というものを検討する必要があるのではないかと、ということでございます。住宅・土地につきましては、ハードウェア面だけではなくて、経済的な側面、価格、購入者等の把握も必要ではないかということが検討課題になっております。

「3 『労働・雇用』分野における統計整備の重点的課題」としては、3つございまして、1つは働き方の多様化に対応した統計整備ということで、とりわけ最近増えております有期雇用に関し、雇用契約期間のより詳細な把握といった問題。

それから、労働時間のとらえ方に係る改善・工夫ということで、今まで余り労働の関係として利用されてこなかった社会生活基本調査について、もう少し労働時間の統計として有効活用できるのではないかと考えています。

それから、雇用変動（雇用創出・雇用喪失）、つまり、ジョブ・クリエイション、ジョブ・ディストラクションといったとらえ方に基づく雇用変動に関する統計の整備というものが求められているのではないかと考えています。これは国際的にそういうものがあるのに、日本では必ずしも十分ないと考えています。

「4 『福祉・社会保障』分野における統計整備の重点的課題」としては、福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備、特に、既存のものについて国際比較性を改善していくことが望まれると考えています。

それから、この分野で非常に重視されております国民生活基礎調査というものがございしますが、これは比較的標本が小さくて、府省別、都道府県別の表章が難しいということで、サンプル数の拡充ということが求められるのではないかと検討課題が示されております。それから、この調査につきましては、5種類の調査票があるわけですが、必ずしもこれまで関連させた、接続・連携したクロス集計、クロス分析が行われていないということがあって、これをもっと拡充する必要があるのではないかと検討課題を示しています。

「5 『医療・健康・介護』分野における統計整備の重点的課題」として、行政記録等の活用による統計調査の効率化及び記入者負担の軽減ということで、特に医療施設調査及び患者調査における行政記録等の活用という問題が議論されております。

もう一点は、医療費に関する統計の国際比較性の向上ということで、従来の国民医療費とは別に、もう少し国際比較可能な統計について整備していく必要があるのではないかと検討課題にしております。

「6 『教育』分野における統計整備の重点的課題」ということで、やや細かいのですが、学校教育関連統計の整備ということで、さまざまな社会問題、教育問題になっております事象、例えば、校内暴力、不登校、いじめ等に係る統計の改善、あるいは学校教育予算の制度変更に伴った非常勤教員数の増加とか、あるいは免許外教科の担当が増えているとかいう実態をうまく把握する統計が必要ではないかといった問題がございします。

それから、従来からの指定統計であります学校保健統計調査においては、主として身体的な健康がとらえられておりますけれども、今、心の健康といいますか、そういう問題、あるいは生活習慣病的な問題等々をとらえるような調査項目を加えていく必要はないかという問題がとりあげられています。

それから、社会教育関連統計の整備として、これは既に本委員会の人口・社会統計部会で指摘されたこととありますが、社会教育施設等の供給者側の情報だけではなくて、利用者サイドの情報をもう少し把握していく必要があるのではないかと

いうことでございます。

それから、教育機能の総合的な把握ということで、これは個々の調査ということもありますけれども、さまざまな分野、雇用や労働、教育といった問題が非常に密接にかかわっているこの時代に、特に教育とのかかわりを他の調査の中で十分に含めてほしい、それによって教育の機能が十分に分析できるのではないかとということも指摘されております。

もう一つ、いわゆる正規の学校教育以外の学校外学習というものが非常に増えているということで、その実態把握について、もう少し充実する必要があるのではないかと。既に子どもの学習費調査などがございますけれども、それについてももう少しきめの細かい項目を追加する必要はないかという問題です。

最後、「7 『安全・安心』分野における統計整備の重点的課題」でございます。これにつきましては、犯罪については、現に捉えられているもの以外に、実際にはわかっていないような部分がある。そういう犯罪被害の実態の暗数調査というものが国際的に行われているということで、日本でもつい最近、3度ほど行われているわけですが、これについて、国際比較に耐えるように、もう少しサンプル数を拡充する必要があるのではないかとということが指摘されております。

第3ワーキンググループは以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第4ワーキンググループの廣松委員をお願いします。

廣松委員 それでは、第4ワーキンググループの御報告をいたします。

前回の基本計画部会から第4ワーキンググループは、10回、11回、12回の会合を行いました。これらの会合では主として、第4ワーキンググループの報告書の内容を検討いたしました。お手元の資料5の1ページから4ページがその骨子で「アウトプットの方向」と書いてあるものでございます。

これはすべてのワーキンググループに共通することかと思いますが、第4ワーキンググループでは、全体の前に趣旨及びワーキンググループの検討課題等の、いわば前書きに相当するものを付した上で、内容として「統計の作成関係」と3ページの「統計の利活用関係」の大きく2つに分けています。

「統計の作成関係」に関しましては「1 行政記録情報の活用」「2 民間事業者の活用の在り方」「3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実」の3つでございます。それぞれに関してワーキンググループで議論をした基本的な考え方、取組みの方向性、それらを踏まえた上での具体的な措置及び方策等を記しております。

本日の資料「アウトプットの方向」は、そのうちの主として具体的な措置、方策に関するものを箇条書きにしたものでございます。それでは、ごく簡単に、それぞれに関して内容を御説明いたします。

まず「1 行政記録情報の活用」に関しましては、これは既に何回も御報告いたし

ましたが、行政記録情報の幾つかの保有部局からヒアリングを行いました。そのとき、かなり慎重な対応、意見が出たことは事実でございます。ただ、一方で、行政記録の情報の保有部局としても、統計部門から具体的にどういう情報が必要なのか、その具体的な内容がもう少し詰まらないことには議論はなかなか進まないというような指摘がございました。

そこで、個別具体的に、最初の で4つ、それから、統計委員会の答申の中で指摘されたものに関しましても、改めて列挙いたしました。

経済センサスへの雇用保険情報及び労災保険情報の活用に関しては、先ほど企業統計部会の経済センサスの御報告の中でも触れられたものでございます。

住民基本台帳情報を活用した住民基本台帳人口移動報告の集計の詳細化。具体的には、性、年齢、地域を詳細化した集計を行うというものでございます。ただ、これは前回は御紹介いたしましたとおり、余り細かくし過ぎますと個人が特定化されてしまうという危険性も出てきますので、詳細化の方法等に関しては、統計サイドで十分検討した上で、住民基本台帳の情報を活用することを考えるということでございます。

それから、法人企業統計調査への有価証券報告書情報の活用。有価証券報告書情報そのものは公開されているものですから、あとは、それをどういう形でうまく取り込むか、その意味でシステムの変更の問題でございますが、そういう変更を要する。

4番目として、これが一番注目されたものでございますが、国税情報に関しましては、国税情報の保有部局の方からは、それを2次利用の形で出すことは大変難しい。しかし、統計作成部局から国税担当部局に対してオーダーメイド集計のような形態の集計を依頼するという形の活用の仕方は考えられるということでございます。ただ、勿論、依頼したときのコスト等の負担をどうするかという問題はこれから詰めなければいけない点でございます。

2番目の統計委員会が既に出した答申の中で指摘された行政記録情報の活用でございますが、具体的に漁業センサスへの漁船登録データ、法人土地基本調査への固定資産課税台帳、医療施設調査への医療機能情報などの活用でございます。これはそれぞれ各答申に従って進めていただくことにします。

その下の3つは、今後、行政記録情報を実際に統計に活用するときにはどういふことを考えなければいけないかという点であり、最初は、平成21年度以降、各府省は、統計作成部局でございますが、統計整備に活用できる行政記録情報等をあらかじめ調べることを原則化するという点でございます。

それから、その下の は、先ほど申しました国税情報がそうですが、行政記録情報等の提供が困難な場合の措置として、統計作成部局から行政記録情報保有部局や保有機関に対してオーダーメイド集計のような形態による集計を依頼する。

その下の は、行政記録情報等の活用に関しては、 のような環境整備を行うために、政策統括官の方で各府省の協力を得て会議を設置し、平成 年度までに結論

を得ることとするとしております。ここで期限が入っておりませんが、これは基本計画部会全体において御検討いただく際に、当然プライオリティーをつけなければいけないだろうと思っておりますので、その意味でblankにしております。それが行政記録情報の活用でございます。

「2 民間事業者の活用の在り方」でございます。これについては、具体的な措置、方策として3つ掲げております。

1つが、民間事業者がノウハウを持つ業務分野での積極的な活用。

2番目が、民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備ということで、具体的には、既に定められております「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定することを求めています。

3番目は、民間事業者の活用に係る不断の見直し・改善ということで、それぞれ各府省が、個別にあるいは共同して検討の場を設けることを記しております。

「3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実」ということでございますが、この辺は残念ながら、なかなか具体的なことが書けなくて、通り一遍の表現になっているかもしれませんが、統計関係者としては努力すべき点であるということを書いております。

ただ、3ページ目の「統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充」という点に関しましては、これは平成20年の3月から小中学校の学習指導要領が変わって、広く統計教育に関して、小学校1年生から行われるようになったことにともない、それを担当する教員にも研修が必要であるということで、そこにございますとおり、統計研修所における研修の受入れ等を記してございます。

3ページ目は「統計の利活用関係」の「1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供」でございます。いわゆる2次利用でございますが、これに関しましては、最初の にございますとおり、委託による統計の作成等に係るガイドライン及び匿名データの作成・提供に係るガイドラインを作成する予定でございます。それに基づき、2次利用に係る事務処理を適切に行うというふうにしております。

それから、この点は大変重要なことなんですが、来年4月以降、この制度が始まるわけですが、すべての関係府省で、かつすべての統計調査に関して一斉にオーダーメイド、匿名データが提供できるわけではありません。そこで、各府省は毎年度当初に、当該年度に2次利用の対象とする統計調査や提供サービスに関して、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付期間等の計画をインターネットで公表することを義務づけることを考えております。

それから、一番下の で、制度の円滑な運用も求めています。

時間がないようでございますので、4ページ目の上のところは省きまして、データの2次利用と大変密接な関係があります「統計データ・アーカイブの整備」でございます。この点に関しては、今回の新しい統計法では特に明記されているわけではござ

いませんが、2次利用の充実、より一層の円滑な運用のためには当然必要なものであると考えますので、大きく2つを挙げております。特に、この基本計画部会でも指摘がございましたが、その整備のためには、恐らくこの統計委員会だけではなくて、総合科学技術会議、あるいは関係学会等にも協力を要請することが必要であると考えております。

3はタイトルを変える予定でありますが「政府統計共同利用システム等による各府省間でのデータ共有の推進」ということです。既に御存じのとおり、平成18年から最適化計画が始まり、この4月からその本格運用が始まっております。それを積極的に利用し、府省間でデータ共有を推進することが必要であるとしております。

それから、ここには書いてございませんが、4番目といたしまして、ITの利活用に関する研究開発の項目を1つ立てた上で、その必要性に関してまとめる予定でございます。

以上でございます。

竹内委員長 各ワーキンググループで大変精力的にたくさんのご意見を審議していただいたので、報告をしたい内容については、これではまだ十分でないということがあると思うんです。いろいろ御議論いただきたいんですが、その前に、第2ワーキンググループについて確認したいんですが、各委員の名前のついた報告になっていますけれども、これは最後の部分を除くと、ワーキンググループとして了解されたということなんでしょうか。

舟岡委員 はい。

竹内委員長 ワーキンググループの見解と取ってよろしいですか。

舟岡委員 はい。

竹内委員長 わかりました。それでは、御議論、御討論をお願いいたします。どうぞ。

吉川委員長代理 4つのワーキンググループの審議状況を聞かせていただいて、いずれも精力的に御議論いただいていることはよくわかるんですが、基本計画に向けて、この統計委員会として、どういうふうにこれを詰めていくかというところが、率直に言って、ちょっと見えていないところがあると思うんです。

勿論オーバーラップしているところもありますし、また、今、委員長がたまたま質問された第2ワーキンググループは、委員の皆様方の個人名を書かれてペーパーを出されているんですが、舟岡委員の御説明ですと、これがいわば第2ワーキンググループとしてのエンドースされたポジションだというふうに言われたと思うんですが、拝見すると、基本計画に向けての議論ということからすると、必ずしもよくわからないような御議論をされている方々もたくさんいらっしゃると思うんです。

それは、そのペーパーで言われていることが間違っているということではなくて、恐らく、ほとんどの方は正しいことを言われているかと思いますが、強い言葉で言い

ますとイレリバントといいますか、我々が基本計画に向けてこれから議論を詰めていくときに、例えば、これが基本計画のパーツとなって、文言として入ってくるというのはあり得ないようなことも随分あるかと思うんです。量的、あるいは内容的にもです。

そういう意味で、ここから基本計画に向けて私たちは詰めていかなければいけないわけですから、事務局にお願いしたいのは、1つは大ざっぱな目次立てみたいなのを、そろそろ項目について立てていただくとか、それから、今日のお話を伺っていても、項目について、例えば、人材の育成であるとか、統計の公表の仕方であるとか、それぞれ重要なことがあるんですが、そういうことと、また、その中での非常に細かい1つの具体的なイシューに関する言及もあって、どう言ったらいいんでしょうか、物事の大きいこと、小さいことも、現状においては仕方がないのかもしれませんが、混在していると思うんです。この辺を少し詰めていただく必要があると思うんです。

それで、いろんな重要なイシューがあることは理解しているんですが、統計をよくするという大きなところで言うと、1つは、やはり既存の統計を利用するということは当然だろうと思うんです。ですから、既存の統計で欠けているところを改善ということが当然あると思うんです。これは第3ワーキンググループで阿藤先生から具体的にも御指摘があったかと思うんです。

それから、重要な統計であるけれども、全くないというものがもしあれば、新しいことをやらなければいけないという提案があるのかもしれませんが、ただ、これも理想を言っているのは切りがないので、本当に必要なもので全くないから根こそぎ始めなければいけないものがあるとしたら何なのかという問題があるかと思うんです。

それに関連することとしては、基幹統計を具体的にリストアップしていくこともそろそろ考えなければいけないのではないかと私は思います。この点も第3ワーキンググループの阿藤先生の方から幾つか具体的な言及があったかと思うんですが、これは必要だろうと思うんです。

それから、大きな問題としては、重要な加工統計と基礎統計の関係をどういうふうにするのか、これも重要なイシューがあって、統計委員会として方向性、あるいは改善を図らなければいけない問題だと思うんです。

そういうことに関して、御説明を伺っていて、私はワーキンググループに参加させていただいていないんですが、精力的に御議論いただいていることはよくわかるんですけども、ただ、全体像が必ずしもまだ見えてきていないので、御説明いただいた材料を使って、どのように詰めていくのかを少し検討していただけたらと思います。

舟岡委員 第2ワーキンググループでは、議論の対象が盛り沢山なこともあって、議論の回数を当初予定よりも多く重ねてきましたが、ようやく先週金曜日に行われた第2ワーキンググループの会合で全体の骨子案を提示し得た段階です。骨子案といいましても、見出しのアウトライン程度のものですが、それを会合の最後に提示した段

階で、骨子案について各委員の意見をいただいている途中です。

したがいまして、本日の統計委員会・基本計画部会では御報告いたしませんでしたが、全体の大きな筋立ては決まっています。1点目が基本的な考え方、2点目がSNAの改善に向けて、3点目が個別的・重点的な統計整備について、4点目が基幹統計の指定と将来、基幹統計として整備すべき統計のリストアップについて、理由等も付けてまとめるという4部構成になっています。先ほど御報告した内容は、第2ワーキンググループの報告書を作成するときの材料でありまして、そこから重要なものをピックアップしながら全体の報告書を作成する手順を予定しています。ほかのワーキンググループに比べますと、報告書作成に向けてちょっと遅れていますが、今後あと3回部会を開く予定であります。

吉川委員長代理 もう1点だけ今の点でよろしいですか。遅れているということではないと思うんです。今、舟岡先生がおっしゃったようなことをまさに詰めていく必要があると思うんですけれども、私が危惧しますのは、先ほど舟岡委員から、ここに個人名で出ているものが委員会でのエンドースメントだとおっしゃったんですが、ここに個人名で書かれているようなことが次のステップの本当に材料にふさわしいのかどうか。私は必ずしも、すべてではないですけれども、自分で読ませていただいて、やや疑問を持つところもあるんです。

舟岡委員 これらの報告については第2ワーキンググループでそれぞれ3回にわたって議論を重ねた結果であります。これから、これらを材料として、第2ワーキンググループの報告書の中に取り入れていくことになるとは思います。もし報告書の内容として取り込むうえで不都合なところがあったら、基本計画案の策定の中でいろいろ御意見いただきたいと思えますし、今、ここで、どの提案が不都合であるとの具体の指摘がありましたら、まだこれからワーキンググループで議論する場がありますから、持ち帰って検討したいと思えます。御指摘いただけたら結構かと思えます。

竹内委員長 では、先に黒田さん。

黒田臨時委員 私はたまたま第2ワーキンググループに出席させていただいてまして、非常に経済統計の範囲が広いので、座長が非常に御苦労されていることはよくわかるんですけれども、一方で、ここに出された資料というのは、分担した各委員が議論の素材として提供したという性格のものだと思いますので、完全にすべてが体系的な意味でエンドースされているかどうかということは、これから議論があることだろうと思えます。

吉川委員のおっしゃったことは、私も大体おっしゃったとおりだと思うんですけれども、今、一体、日本の経済統計は何が抜けているのか、何が欠けているのかという問題意識をはっきり持つことが必要で、そのうち恐らく1次統計のところでは何か欠けている、もしくは1次統計間のコンシステンシーがないというような問題。

それから、1次統計と加工統計の間のコンシステンシーがないために、非常に不都

合が起こっている問題。

3番目には、先ほど必要だとおっしゃった、欠けている、全くない統計なんですけれども、それは2つあって、業態変化がものすごく激しいために、現在あるけれども、追いついていないような統計、例えば、動態統計としてどういうものが必要かという概念と、もう一つは、構造統計として何が必要かという概念が恐らくあるんだろうと思うんです。

多分、座長はそういうものを体系的にイメージされていて、これをはめていくということを考えていらっしゃると思うんですけれども、その議論は、ものすごく範囲が広いだけに非常に御苦労なさっているというのはおわかりいただきたいと思います。

もう一つ、この議論としても重要だと思うのは、21年の経済センサス、23年の経済センサスが実施されることが予定に入っているわけですけれども、基本計画の中で、現在、枠組みについては、各府省ほぼ合意はされていると聞いていますけれども、その経済センサスをどういうふうに位置づけるかということを基本計画の中できちっと据えるべきです。これから経済センサスというのは非常に重要で、経済統計の体系の中の1つのキーになると思いますので、それを是非やるべきだろう。もうちょっと舟岡座長にお願いしたいのは、部会でも徹底的に議論をする。今の枠組みが良い悪いの問題ではなくて、基本計画として、その中に経済センサスをどう位置づけて、1次統計、加工統計等々の間のリンケージをどう取るかという位置づけが多分必要だろうと思います。

それから、全く別の話ですけれども、これはほかのワーキンググループとも関係があるし、むしろ竹内委員長に伺った方がいいんですけれども、これから、この統計委員会というものをどういうふうに統計の体系、行政の中で位置づけるかということが、今回の基本計画の中では、将来を決める意味では非常に問われているわけだろうと思うんです。

従来型の各府省合同、もしくは各府省の合意でもって上がってきたものを、諮問を受けて、それをチェックする、法的にはそういう役割だと思うんですけれども、片方で統計委員会というのは、いろんな部分について、きちっと専門家と連携を取って、常時研究を重ねていくというのは非常に重要で、そういう母体になり得るような組織として統計委員会を位置づけるかどうか、もしくはそれをこれからの統計体系整備にどう反映させるかということも是非、統計委員会として基本計画の中に明記しておくことが重要だろうと私自身は思います。

竹内委員長 この議論から外れるかもしれませんが、せっかく黒田さんが御質問なさったので、2つお答えします。

1つは、23年の経済センサスの件については、これは非常に重要な問題だと思いますので、統計委員会として、あるいは基本計画部会としてもそうかもしれませんが、いろいろ御議論いただきたいと思います。

もう一つ、今、黒田さんがおっしゃった、ある意味で研究体制をつくって、常時研究を重ねていくということは、私も非常に重要なことだと思っています。それから、各ワーキンググループの中からも、そういう研究は必要だという形の御議論はいろいろ出ているので、これは是非やりたいと思うんです。ただ、希望しても、どういう意味でそれができるか、簡単に言えば、予算の問題も絡みますし、なかなか難しいと思うんですが、学会とも協力して、そういうシステムはつくっていきたいと思いますので、それについてもアイデアがありましたら是非お聞かせいただきたいということをとりあえずお答えしておきたいと思います。

吉川さん、何かおっしゃりたいことはありますか。こんなことはここに入れなくてもいいんじゃないかということについて、具体的に例を挙げてくださいということが舟岡さんの方からありました。

吉川委員長代理　そういう意味ではなくて、私の危惧は、要するに、基本計画の議論に結びつくべきということです。私の目からすると、おっしゃっていることの幾つかが具体的にどういうふうに基本計画に盛り込まれるのか、必ずしもイメージがはっきりしないような議論もあるように思えたので、それは必ずしも間違っている議論ではないのかもしれませんが、是非とも基本計画に向けて具体的にステップを踏み出していただきたいと、そういうことです。

舟岡委員　今日の報告は全体の構成をお示しするまでに至らず、不十分なものであります。実は、報告書作成に向けての素材については、前回の統計委員会で「ビジネスレジスターの構築に向けて」を報告しましたが、それ以外でも、まだ最終的なまとめになっていないテーマの報告が4点あります。そこまで含めて、全体の骨子案をお示ししたかったのですが、先ほど申しましたが、報告書の骨子案については、ワーキンググループで了解を得ていない状況です。その点でちょっと作業が遅れて、全体を御理解いただくための情報をお示しできないことについては大変申し訳ないと思っています。

竹内委員長　事務局の方から、それぞれのワーキンググループの議論が今後どういう形でまとまって、それをどういう形で次の基本計画部会に持っていくかというスケジュールについて、今までもある程度お話があったと思うんですが、もう一度、念のために言っていただけますか。

内閣府統計委員会担当室長　今後の予定になってしまうのですが、8月20日が基本計画部会・統計委員会の合同開催日で、そのときにワーキンググループから報告書が出てくるという予定です。基本計画部会で、10月辺りに予定されているパブリックコメントに向けて、全体の基本計画の案をつくり、中間報告をする。パブリックコメントで意見をいただいた後、年末の答申に向けて更に詰めていく。こういう段階になるので、ワーキンググループをまたいだ大きな問題に関しては、秋以降にこういった場で議論していくことになるんだろうと思います。先ほど言った研究会のことに

ついてもそうですし、統計委員会がどういう形で基本計画に書かれた内容をフォローアップしていくかとか、そういう仕組みに関しても、そこで議論していくことになるのではないかと思います。

竹内委員長　つまり、吉川委員の言うこともわかるんですが、ワーキンググループごとに少しずつ進行度合いが違い、まだ最終的なまとめの段階に入っていないので、そういう意味では完全にまとまっているわけではないということが一つです。

もう一つは、ワーキンググループの議論の中で、最後の基本計画の中には入らない部分も当然あるだろうということでもあります。私は当然そうだろうと思うんですが、それについても幾つかの種類があると思うんです。

一つは、そもそも統計委員会としては議論できない問題といたしますか、扱えない問題もあるかもしれない。これはそもそもワーキンググループの報告書の中にも余り入れていただかなくてもいいだろうというのが一つです。

もう一つは、逆に基本計画に入れるには具体的であり過ぎて、小さ過ぎる問題というのもあると思うんです。これは、それぞれのワーキンググループでその可能性を詰めていただいて、具体的な結論をある程度、各府省との間の了解なども取っていただいたのはいろいろあると思うんですが、それは大変結構なことです。

もう一つの問題は、ワーキンググループで結論を出しても、基本計画部会の全員の討論の場ではそれは賛成ではないということが起こり得るかもしれないので、それはそれとして、そこで変えるということはあることだと思います。そういうわけですから、別にワーキンググループのレポートがそのまま、それをいわば綴じて計画案にするわけではありませぬので、私としてはなるべく自由に書いていただいた方がよい、自由にとというのは、何もワーキンググループの座長の方の御意見をどんどん書いてほしいというわけでもないんですが、それぞれのワーキンググループでまとまった御意見は書いていただいた方がよろしいと私は思っています。

吉川委員長代理　誤解があるといけないんですが、要するに、議論のやり方も少し整理していただく必要があるかなという気がしているんです。くどいようですが、人材養成とか、いろんな問題がありますけれども、そういう中で1つ、統計そのものをよくするという、我々に課せられた非常に大きなテーマがあります。私の考えが少し単純過ぎるのかもしれませんが、詰まるところ、先ほど申し上げたんですが、既存の統計を改善するか、あるいは全くないものであれば新しいものをつくり出すという、この2つかなと思うんです。

そうなりますと、具体的に、既存のものであれば当然、何省のどういう統計ということがあるわけですから、今日のお話の中では、第3ワーキンググループでしょうか、阿藤委員から幾つか具体的にお話がありましたけれども、こうこう、こういう理由で既存のこの統計は内容的に少し時代の流れから遅れている、したがって、こういうような調査項目も加えてもらう必要があるのではないかと、そういう形で、既存の統

計を改善するということが1つあります。

それから、新しい統計が必要であるというのなら、勿論その理由が重要であるわけですが、仮にそういうことになった場合には、どこに、つまり何省にやらせてもらうということを統計委員会としては考えるのかということも含めて、要は、既存の統計の改善、それから、必要な情報であるにもかかわらず、現在存在しないから、新しいものをつくり出すということに関して、なぜそうであるかという理由も明快に述べていただいた上で、整理していただく。

今のは、基礎統計、つまり、1次統計を念頭に置いたんですが、プラス今度は重要な加工統計と1次統計との関係、勿論それは初めの問題にも大いに関係してくるわけですが、その関係を整理していただくとかですね。ともかく、結構議論の時間は限られていると思うんです。具体的に、今日も、私たちが議論させていただく時間は多分30分弱だと思うんです。限られた回数の中で議論していくときに、全体の議論がどういうふうに進んでいるのかということ整理して出していただく必要が今後ますます高まっていくのではないかなと思っているんです。

竹内委員長 今の吉川委員のおっしゃったことの中で、既存の統計について、どういうふうな改善が必要であるかということは、具体的な議論としては、第2ワーキンググループでも第3ワーキンググループでも実際的にかなり出ていると思います。

ただ、全く新しい統計をつくるという話になりますと、今の我々の議論の仕方がどこまでいけるかということについて、私も余りはっきりした見解はないんですが、私の思うところでは、こういう分野の統計が本当に新しく必要ではないかということまでは言えると思うんです。したがって、そのために関係省庁で検討してほしいということまでは言えますが、今までその省庁で全く検討していない統計について、例えば、統計局はこういう全く新しい統計をスタートすべしということをここで決めることはできないと私は思っているんです。つまり、そういう体制がないところで言っても仕方がありません。

ですから、本当に新しい統計が必要であれば、こういう統計分野の統計がないから、そういうことをスタートするために至急検討を始めてほしいというような表現しかできないといいますが、あるいはそういう表現をすべきではないかと思っています。ですから、そういう形の案をワーキンググループから出していただくのは一向に構いません。私はそう思っています。

井伊委員 基幹統計の基準ということで3点挙げられているのですけれども、3点目に国際機関が作成する統計において作成が求められている統計、その他、国際比較を行う上において特に重要な統計となっております。

竹内委員長 統計法ではそう書いてあります。

井伊委員 はい。それで、よくOECDやIMFなどの国際機関で報告している統計で、他国ではデータを公表しているのに、日本だけはblankになっているという

ものが、私の経験でも多くありますし、内外からも指摘されていますので、そういった統計の一覧を網羅的に事務局などに調べて報告をしていただくことはできるのでしょうか、また、それがこうした議論に役立つのかどうかということについて、是非、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

竹内委員長 それについて事務局の方でとりあえず調べていただくことにしたいと思いますが、統括官の方で可能ですか。つまり、今、井伊さんのおっしゃることは、だから、そういうものは日本でもすぐ公表すべきだということまでおっしゃっているわけではないと思うんですが、なぜ発表されていないかという理由は調べていただいた方がよろしいと思います。

廣松委員 今、吉川委員長代理のおっしゃった、既存の統計の改善との関連なんですが、内容の改善もそうなんですが、私、個人大変気になるのは、来年から、23年、あるいは24年ぐらいまで、大規模な調査が目白押しなんです。具体的に、今年の住宅・土地統計調査、21年の全国消費実態調査、当然、国勢調査の前の年ですので、名簿の整備が入ります。22年が国勢調査です。そして、経済センサスが21年に入ります。22年国勢調査が終わった後、23年の経済センサスです。それから、人口・社会統計部会で検討した調査では、医療施設調査、社会教育調査が23年に次の調査が来るという形で、20年から23年、24年にかけて、大規模な調査が目白押しという形です。その点について今から心配をするというか、あるいは地方の方の御意見を伺った方がいいのかもしれませんが、今回、いわゆる周期調整ということまで考えるのかどうか。それも基本計画部会なり、あるいは統計委員会なりで御検討いただく必要があるんじゃないかと思います。短期的に大変苦しい時期になるんじゃないかという心配があります。

竹内委員長 そうですね。つまり、どういう調査をするかということも必要ですけども、そのためのロジスティクスがきちんとしていないと、幾ら計画してもそのとおりになりませんから、そのロジスティクスに関しても、やはり基本計画の中では目配りをしておくべきだと私は思っています。

黒田臨時委員 先ほど竹内委員長のおっしゃったことはちょっと私の感じと違うんですが、統計委員会が研究体制を横で持って、勿論、各府省の皆さんも一緒に入っていて、一つ一つの統計を体系的に議論をしていくということが非常に重要で、それを委員が参加しない形で、各府省のどこかにお願いするとか、やってくれというような形の丸投げをしてしまうと、結果的には今までと同じようなことをずっとやることになるので、本来、統計法の中で司令塔機能を果たさなければいけない統計委員会がその役割を果たせなくなってしまう危惧を一番持っているんです。そういう意味では、司令塔で権力を発揮するのではなくて、各府省の参加を得て、合同で一緒にやっていくことによって、全体系の統計をよくするという形をつくるのが今回の基本計画の一番重要なキーになるんじゃないかと私は思っているんです。

竹内委員長 さっき言い方が足りなかったと思うんですが、私が言っていたことは、どういう統計をつくることは何省丸投げという意味ではありません。つまり、具体的な手続としてはどこかの省庁でやっていただかなければなりませんから、来年の3月に閣議決定すべき、したがって、今回の秋に決めるべき基本計画の中で、こういう新しい統計を始めてほしいということ具体的に言うのはなかなか難しいのではないかと考えているわけす。さっき黒田さんもおっしゃったことに私も非常に賛成です。次の段階においては、こういう統計を是非始めた方がいいという結論が出せるような研究を進めることが大事だろうと思っています。

内閣府統計委員会担当室長 ですから、そういう形で統計委員会が動いていくためには、やはり基本計画に書く必要があって、こういうような研究をすべきであるというふうに書き込めば、どこからお金を取ってくるかという問題がありますけれども、この統計委員会として、そういう研究が着実になされているかどうかということフォローアップするという形でかわり合いができると思うんです。だから、何より重要なのは、今回の基本計画にそういうことが書けるかどうかということだと思います。

竹内委員長 もう5時になってしましまして、ちょっと延びてしまいましたけれども、まだ御議論いろいろあると思うんです。それぞれのワーキンググループでまだ詰めていただくわけですから、ワーキンググループに加わっている方は勿論その場で御議論いただければいいと思うし、自分がメンバーに加わっていないワーキンググループのところでお意見が特にありましたら、事務局の方にお知らせいただきたいと思います。

それでは、今日議論すべきことは以上のとおりでありますので、事務局から今後の日程について御説明ください。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会は基本計画部会との合同開催でありまして、8月20日水曜日、この会議室、4号館11階第1特別会議室において開催いたします。開催時間につきましては、前回、15時からといたしましたけれども、1時間早めて14時からということをお願いしたいと思います。夏休み中ですが、御協力のほど、よろしく願いいたします。

竹内委員長 それでは、今日の会議はこれで終わらせていただきます。